

税務相談室

生命保険金の税務

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：先日、友人の一人に不幸があり、生命保険の必要性を強く感じました。他人ごとではないと、保険会社のセールスの方からパンフレットをもらい検討してみましたが、いろいろな保険の種類があり、どれにしようか迷っています。

生命保険には、どんな種類があるのか、受け取るときにどんな税があるのか、また、法人加入の場合はどうなのか、をご教示下さい。

お答え：生命保険に関しては、内容が相当多く、部厚い数冊の本になるのではないかと思います。ご質問の内容を誌面の許す限りでご説明します。

I. 生命保険の種類

生命保険会社により、いろいろの種類があり、迷われていると思います。一見複雑そうに見える生命保険も、どのような場合に保険金が支払われるかによって、**死亡保険**、**生存保険**、**生死混合保険**の3つの基本型に分類することができます。さらに、老後の生活準備をするための、日医年金等の個人年金保険があります。

(1)死亡保険

死亡保険は死亡または高度な障害になった場合に限りて保険金が支払われる保険です。死亡保険のうち、保険期間を定めているものを**定期保険**といい、また、保険期間が被保険者の一生にわたるものを**終身保険**といっています。

(2)生存保険

生存保険は、契約後一定期間を経過し、保険が満期を迎えたときに生存していた場合にのみ、保険金が支払われる保険です。教育・結婚・独立資金など貯蓄を目的とした**貯蓄保険**や、こどもの教育や結婚などの資金準備を目的とした**こども保険**があります。

(3)生死混合保険

生死混合保険は、死亡保険と生存保険を組み合わせたものです。死亡保険と同じ割合で組み合わせたものを『**養老保険**』といい、『**養老保険**』に『**定期保険**』を組み合わせたものを『**定期付養老保険**』といい、死亡保険を厚くしています。

(4)個人年金保険（省略）

II. 保険金受取時の税金

生命保険金の受取人を“だれ”にするかは、契約者の自由です。しかし、満期保険金の受取人か、死亡保険金の受取人かで税は違ってきます。

ここでは、養老保険に加入した場合の課税関係についてみてみましょう。

(1)解約返戻金および満期保険金

契約者（保険料負担者）と解約返戻金または満期保険金の受取人が同一人の場合は、一時所得として課税されます。契約者（保険料負担者）と解約返戻金または満期受取人が異なっている場合は、贈与とみなされ、贈与税が課税されます。

その課税関係は下表のとおりです。

契約者	満期受取人	税目	備考
A	A	所得税	Aの一時所得
A	B	贈与税	AよりBへの贈与

(2)死亡保険金

個人が生命保険を受け取った場合は、その生命保険金の契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の関係により、下表ようになります。

契約者	被保険者	受取人	税目	備考
A	A	B	相続税	AよりBへの相続
A	B	A	所得税	Aの一時所得
A	B	C	贈与税	AよりCへの贈与

III. 法人の場合の生命保険

役員退職金の原資に利用＝保険料は損金

定期保険に役員が加入している場合、その死亡受取人を法人としている限り、定期保険の主契約および特約保険料を法人の損金に算入することができます。役員に万一のことがあった場合には、法人が死亡保険金の受取人となり、その保険金を役員退職金の原資に充てることができます。機会を見て、法人の場合だけの説明をしましょう。